

■釧路市立阿寒中学校 教職員と保護者や生徒との連絡手段に関する校内規程

令和5年4月1日

教職員と生徒は、学校の教育活動の範囲内で信頼にもとづいた良好な公的な関係性を築くことを原則とする。したがって、教職員が安易に生徒の個人情報を取得することはあってはならない。

しかし、生徒にとって効果的な教育活動を展開する上で、部活動の連絡調整や生徒指導・不登校対応など、限定的な場面では生徒の個人情報の取得が必要となる場合がある。

については、職員と生徒との連絡手段の適切な取扱いについて次のように定める。

【目的】

第1条 この規程は、保護者や生徒から入手した携帯電話番号等の個人情報の利用や管理を厳正かつ適切に行うことを目的として定める。

【個人情報の取得】

第2条 教職員が保護者や生徒の携帯電話番号や電子メールアドレス又は、通話アプリケーションのアカウント等の個人情報を取得するのは、校務運営上必要な場合に限ることとし、取得について校長の許可を得るとともに取得した保護者や生徒の名簿を校長へ提出するものとする。

【個人情報の取得の種類】

第3条 前条の規定に基づき電話番号等の個人情報を取得する情報は、携帯電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限ることとする。

【個人情報の取得の範囲】

第4条 前条の規定に基づき電話番号等の個人情報を取得することができるのは、担当する学級担任の生徒や保護者、顧問をする部活動の生徒や保護者及びPTA役員に限ることとする。

【教職員と保護者や生徒の連絡】

第5条 教職員と保護者や生徒との連絡は、学校生活での生徒への指導事項や授業に関する事、安全上の緊急連絡や部活動に関する事、PTA活動に関する事に限ることとし、その他私的な連絡は行わない。また、連絡を行う時間帯は、原則、勤務時間内とする。

【保護者や生徒からの電話やメール等による相談】

第6条 保護者や生徒から、電話やメール等を利用して個人的な悩みなどの相談が寄せられた場合、原則として電話や電子メールでの相談は行わず、相談内容を生徒指導部長や教頭に報告し、直接面談する等、対応について協議する。

【個人情報の削除】

第7条 保護者や生徒の携帯電話、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウント等の個人情報は、卒業などにより担当を外れた場合に、直ちに削除するものとする。

【教職員の個人情報の提供】

第8条 教職員が生徒に対して自己の電話番号等を提供する際は、第5条に限ることとし、携帯電話番号、電子メールアドレス及び通話アプリケーションのアカウントに限り、その目的と生徒名を事前に校長に説明し、許可を得る。